

抗菌性能評価技術管理規定

1. 目的

抗菌剤と抗菌加工製品の品質を評価する当会会員機関の性能評価技術に関して自主的相互研鑽を図り、自己の評価技術の向上を目的とする。また抗菌効力試験方法に関する情報を消費者へ提供して、より確かな性能情報の理解度向上を図る。

2. 技術管理の業務内容

上記目的達成のため以下の業務を実施する。

- 1) 抗菌効力試験における操作方法の妥当性を検証する。
- 2) 抗菌効力試験における測定技能の習熟度を確認する。
- 3) 抗菌効力試験における問題点を把握し、より適正な評価判定方法を開発する。
- 4) 抗菌効力試験における事項につき関係委員会、部会との情報交換を行う。
- 5) 会員の抗菌性能評価技術の向上のための指導を行う。
- 6) 消費者に対して抗菌効力試験方法に関する情報を提供して、啓蒙活動を行う。

3. 共同抗菌効力試験の実施

前項の業務を遂行するため、共同抗菌効力試験（以下クロスチェック試験という）を実施することができる。

1) 試験実施担当部署及び管理責任者

クロスチェック試験の企画・連絡・運営・実施・解析は、評価技術委員会が主管し、評価技術委員会委員長を試験実施管理責任者とする。

2) 試験実施者

当会の正会員、賛助会員、特別会員、準会員のうち、独立した抗菌評価設備及び専任の人員を有する団体及び個人とする。

但し、試験実施管理責任者が理事会の承認を得た場合には非会員の参加を認めることができる。

3) 費用負担

原則として、試験実施者の自己負担とする。但し、クロスチェック試験用試料については本会理事会の承認により本会が負担できる。

4) 試験結果及び解析結果の公表

本試験の試験結果及び解析結果の好評に当たっては、試験実施者の名称が特定されないよう注意しなければならない。

本試験の試験結果及び解析結果の試験実施者以外への公表は、理事会又は常任理事会の承認を得た場合に限り行うことができる。

制定 平成 19 年 5 月 21 日

改訂：平成 28 年 5 月 12 日